○農林水産省令第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
別表第八（第五十九条、第九十七条関係）	
港内又は海域	転載に係る制限
中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一～三　（略）
インド洋協定海域に沿う日本国外の港の港内	インド洋協定海域において採捕したあおざめ及びばけあおざめを転載しないこと。
大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一・二　（略）
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	一～四　（略）
インド洋協定海域	インド洋協定海域において採捕したあおざめ及びばけあおざめを転載しないこと。
大西洋条約海域	一・二　（略）

改正前	
別表第八（第五十九条、第九十七条関係）	
港内又は海域	転載に係る制限
中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一～三　（略）
（新設）	（新設）
大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一・二　（略）
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	一～四　（略）
（新設）	（新設）
大西洋条約海域	一・二　（略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。